令和4年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和5年3月23日 牛 久 市 監 査 委 員

目 次

財政援助団体等監査結果報告書

1.	監査期間及び実施日 ————————————————————————————————————	- 1
2.	監査執行者 ————————————————————————————————————	- 1
3.	監査方法	- 1
4.	提出を求めた関係書類 — 一	. 1
5.	団体等の概要	2
6.	監査結果 ————————————————————————————————————	- 3
指定	E管理者監査結果報告書	
1.	監査期間及び実施日 ————————————————————————————————————	- 7
2.	監査執行者 ————————————————————————————————————	- 7
3.	監査方法 ————————————————————————————————————	- 7
4.	提出を求めた関係書類 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	- 8
5.	監査対象の概要	- 8
6.	指定管理の内容 ————————————————————————————————————	- 9
7.	監査結果 ————————————————————————————————————	1 0

令和4年度財政援助団体等監査結果報告書

1. 監査期間及び実施日

- 1) 監査期間 令和4年8月22日から令和4年10月5日まで
- 2) 本監查実施日

月	日	対 象 団 体
10月5日	(水)	スポーツチャンピオンフェスティバル実行委員会 牛久市職員互助会 牛久市食生活改善推進員協議会 東区行政区 第8岡見行政区 社会福祉法人若竹会牛久さくら園

2. 監査執行者

 監査委員
 早川
 広行

 監査委員
 市川
 圭一

3. 監査方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、補助金の出納その他の事務が適正かつ効率的に執行されているか、監査調書及び関係書類について事前監査を行い、本監査では、補助金の交付担当課長等より、関係資料の説明を受け、質疑応答による監査を実施した。

4. 提出を求めた関係書類

各団体及び補助金交付担当課に提出を求めた書類は次のとおりである。

- 1) 令和4年度財政援助団体等監査調書
- 2)補助金交付要綱(現行の牛久市例規データベースに掲載されていない場合)
- 3) 令和2・3年度分の交付申請から実績報告までの一連の書類(補助金等交付申請書、補助金等交付決定通知書(写し)、支出負担行為決議票、補助金等交付請求書(写し)、 補助事業等実績報告書と各々に係る起案書及び関係書類)
- 4) 補助金交付台帳
- 5) 補助金·交付金調書(令和3年度当初予算資料)
- 6) 財政援助団体等に係る次の資料
 - i)組織及び事業等の規程・規約
 - ii) 令和2・3・4年度総会資料(事業計画及び予算・事業報告及び決算書)
 - iii) 令和2・3年度分預金通帳、会計帳簿及び領収書
 - iv) 役員等の名簿
 - v) 市と財政援助団体等とが締結している契約書及び協定書
- 7) その他参考となる資料

5. 団体等の概要

1) スポーツチャンピオンフェスティバル実行委員会

当該団体は、市民の心身共に健全で頑強な体力づくりを推進し、公共体育施設の最大かつ有効な活用を図るため、市民・団体・行政がそれぞれ主体となって行われる各種競技大会を結集することで、「競技力」、「技術力」、「指導力」の向上に努め、市民相互の交流、融和、親睦を深めることを目的として開催される「スポーツチャンピオンフェスティバル」を企画運営する団体である。

設立年月日	平成6年8月12日
構成人数	9人
事業内容	スポーツチャンピオンフェスティバルの開催。
	平成3年度においては、21大会を実施し、4,940名が参加。コ
	ロナ禍により中止となったのは12大会。
	・冠大会に対する賞状及びメダルの支給など。
補助金額	790,450円
担当部署	教育委員会スポーツ推進課

2) 牛久市職員互助会

当該団体は、地方公務員法第42条の精神にのっとり、会員並びに家族の相互救済・福 利増進を図ることを目的とする団体である。

設立年月日	平成6年4月25日
構成人数	903人
事業内容	・会員に対する見舞金・祝金などの給付、人間ドック・インフルエ
	ンザ・慰安旅行などに対する助成金の支給を行う。
	・令和3年度は、人間ドック等助成443件、インフルエンザ助成
	293件、慰安旅行費助成260件などを実施した。
補助金額	3,296,000円
担当部署	総務部人事課

3) 牛久市食生活改善推進員協議会

当該団体は、子どもから高齢者まで、各年代にあった食育活動を推進し、地産地消を普及するため、地域普及活動を実施し、地域のつながりを深めるとともに健康づくりの担い手として活動している。また、うしく食育推進計画に基づく市の取り組みと共に、市民の身近な存在として、市民の食生活の改善を進める団体である。

設立年月日	昭和60年4月1日
構成人数	4 3 人
事業内容	・市内保育園や幼稚園を訪問し「おいしいなおはなし会」を実施しており、令和3年度は、23園中22園に対して、訪問やDVDの貸し出しにより子どもたちを対象とした食育の普及を行った。
	 ・コロナ禍で訪問できない場合の対応として、「おいしいなおはなし会」のDVDを作成し、貸し出しを行った。 ・地区活動として、小学校区ごとに講座や教室を実施。令和3年度は教材やレシピを配布した。 ・推進員のレベルアップのために研修会等に参加し、研鑽に努めている。
補助金額	250,000円

担当部署	保健福祉部健康づくり推進課
------	---------------

4) 行政区等(敬老の日大会事業交付金)

当該交付金は、老人福祉法に基づき、大会開催または記念品等の授与により、長寿を祝福し、敬老の意を表すことを目的とした敬老事業を実施する行政区・準行政区及び市内に設置された特別養護老人ホームを対象に、当該事業に要する経費の一部を助成するための交付金である。令和2年度に68か所、令和3年度に72か所の行政区や事業所に交付されたが、その内の下記の2行政区及び1事業所について監査を実施した。担当部署は保健福祉部高齢福祉課である。

1. 東区行政区

設立年月日	不明
構成	372戸
事業内容	令和3年度、敬老会等の開催はせず、記念品(商品券、菓子)の配布を実施した。対象者は186名。行政区の役員や民生委員が対象者宅を訪問した。
補助金額	253,200円

2. 第8岡見行政区

設立年月日	不明
構成	190戸
事業内容	令和3年度、敬老会等の開催はせず、記念品(商品券、苗花、赤飯) の配布を実施した。対象者は124名。行政区の役員が対象者宅を 訪問した。
補助金額	178,800円

3. 社会福祉法人若竹会牛久さくら園

設立年月日	平成12年3月
定員	70名
事業内容	令和3年度、敬老会の開催及び記念品の配布を実施した。対象者は 58名。敬老会は、家族やボランティア等外部からの参加を控える などコロナ感染対策を行って開催した。
補助金額	99,600円

6. 監查結果

監査の結果、各団体とも概ね適正に執行されていることが認められ、改善を要求する〔指摘事項〕に該当する案件はなかったが、「総括的講評」「団体別講評」に記述した事項について、注意・検討するなど対応を図られたい。

また、軽微な事項については、事前監査において修正を促し、本監査時において、口頭で の指導や修正の確認を行っているので、団体別講評への記載は省略した。

1)総括的講評

各団体では、収入・支出伝票や出納簿を作成して事業費の管理を行っていたが、下記に

ついては十分注意されたい。

ア. 補助金交付担当課における事務処理について

本監査の対象とした一部の補助金交付団体については、その経緯及び性質上、当該 団体の事務局を補助金交付担当課が行っているものがあるが、団体事務局の事務と本 務事務における文書の混同、文書管理の不徹底などが散見された。人的行政支援を行 う課及び職員は、組織の別を厳に自覚し、文書管理をはじめとして、補助金申請・交 付手続きなど事務の流れを再度確認し、適正な事務の遂行に努められたい。

また、交付申請書、交付決定通知書及び交付請求書等に、誤記・記入もれ、契印の押印もれ等が見受けられたので、文書の収受・発出の際には、書類に不備のないよう十分注意されたい。

イ. 実績確認及び証拠書類について

補助事業に係る金銭出納帳の金額誤りや記載もれ、金銭出納帳と通帳との不整合、 収支決算書の記載誤りなどの不備が散見された。補助金交付担当課において実績報告 に基づいて行う会計状況等の確認に当たっては、可能な限り関係帳簿の原本等によっ て行うとともに、補助金の実績報告書を確認する目的を十分認識し、補助対象団体等 に対し適切な指導・監督に努められたい。

ウ. 会計年度内事務処理の徹底について

会計年度を4月1日から翌年3月31日と規定しているが、出金処理を翌年4月以降に行っている団体が確認された。各団体においても会計年度独立の原則を念頭に、一会計年度における会計処理は年度内に全て完了するよう留意し、適正な会計管理に努められたい。

また、収支決算書において、支出済額が補助金額を満たさず剰余金が発生したにも関わらず、精算を行わず次年度会計に繰越して経理されている団体が確認された。牛 久市補助金等交付規則第18条第2項の規定を遵守するとともに、当該年度事業に対する補助金の支出は原則当該年度のみであることに留意されたい。

2) 団体別講評

各団体について、総括的講評で述べたほか、以下に〔意見〕として記載した事項については注意・検討されたい。

スポーツチャンピオンフェスティバル実行委員会

補助事業に係る事務の執行は、概ね適正に執行されていた。

〔意見〕

牛久市補助金等交付規則によれば、補助団体が当初予定していた事業が中止する等の理由により、団体の決算額が補助金交付額を下回ることが見込まれる場合は、団体は遅滞なく補助事業等計画変更申請書を提出し、担当課は補助金等交付決定変更通知書を発出しなければならないと規定されている。規則に則った適切な事務の執行に努められたい。

牛久市職員互助会

補助事業に係る事務の執行は、概ね適正に執行されていた。

[意見]

牛久市補助金等交付規則によれば、補助金の交付を受けようとする者は、特別の事由がない限り毎年11月末日までに補助金等交付申請書を提出しなければならないと規定されている。規則に則った適切な事務の執行に努められたい。

牛久市食生活改善推進員協議会

補助事業に係る事務の執行は、概ね適正に執行されていた。

〔意見〕

補助金額の算定方法について、当初申請時と変更申請時に相違が見られたので注意されたい。

行政区等(敬老の日大会事業交付金)

東区行政区

補助事業に係る事務の執行は、概ね適正に執行されていた。

第8岡見行政区

補助事業に係る事務の執行は、概ね適正に執行されていた。

社会福祉法人若竹会牛久さくら園

補助事業に係る事務の執行は、概ね適正に執行されていた。

_	6	-	

令和4年度指定管理者監查結果報告書

1. 監査期間及び実施日

- 1) 監査期間 令和4年8月22日から令和4年10月5日まで
- 2) 本監査実施日

月 日	対 象
10月5日(水)	社会福祉法人 牛久市社会福祉協議会 (牛久市こども発達支援センターのぞみ園指定管理者) 保健福祉部社会福祉課 (指定管理に関する所属所管課)

2. 監查執行者

 監査委員
 早川
 広行

 監査委員
 市川
 圭一

3. 監查方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行状況について、所管課及び指定管理者にあらかじめ監査調書及び関係書類について提出を求め、主に下記の点に主眼を置いた事前監査を行うとともに、直接施設において、施設管理の状況について現地確認を行い、事業内容及び経理内容の実態等について聞取りを行った。また、本監査では、公の施設の指定管理所管課長等より、関係資料の説明を受け、協定書等に沿って適正な管理が行われているか、所管課において、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおいた監査を実施した。

(所管課)

- 1) 指定管理者を導入した目的、趣旨はいかされているか。
- 2) 公の施設の管理を行わせる団体等の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
- 3) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- 4) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- 5) 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- 6) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか。
- 7)業務履行確認は事業報告書によりなされているか。
- 8) 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- 9) 指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか、その承認手続きは適正に行われているか。

(指定管理者)

- 1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- 2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

- 3)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- 4)公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正に行われているか。また、領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 5) 収納事務は適正に行われているか。
- 6) 利用料金の設定等は適正になされているか。
- 7) 利用促進のための努力はなされているか。
- 8) 施設の管理運営は適切に行われているか。

4. 提出を求めた関係書類

指定管理所管課及び指定管理者に提出を求めた書類は次のとおりである。

- 1) 令和4年度財政援助団体等(指定管理者) 監査調書
- 2) 指定管理者の指定申請に係る資料
- 3) 議会の議決に係る資料
- 4) 公募した場合は、公募に係る資料(公募資料及び応募資料)
- 5) 指定管理者の指定に係る資料
- 6) 指定後の事業報告書
- 7) 利用料を徴収している場合は、利用料金徴収の経緯
- 8) 管理に関する協定を締結している場合は、協定書に係る資料
- 9) 指定管理費用の算定に係る資料
- 10) 令和2・3年度会計処理に係る次の資料
 - 出納関係帳簿
 - 支出決議票
 - · 収入決議票
 - 現金出納簿
 - 領収書
 - ・預金通帳 (コピー可)
- 11) その他参考となる資料

5. 監査対象の概要

牛久市社会福祉協議会(指定管理者)

当該団体は、牛久市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な 発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に設立 された社会福祉法人である。

主な業務として、地域包括支援センター事業、障害者相談支援事業、生活福祉資金貸付 事業、居宅介護支援事業、知的障害者デイサービス事業、身体障害者デイサービス事業、 ふれあい保育園事業などを行っている。

設立年月日	昭和60年3月15日
代表者	会長 牛久市長
構成人数	役員数17人 職員数225人

事業内容	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
	(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
	(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、
	調整及び助成
	(4)(1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達
	を図るために必要な事業 他

6. 指定管理の内容

1) 公の施設の概要

施設の名称 牛久市こども発達支援センターのぞみ園

施設所在地 牛久市柏田町3047番地19

設立年月 平成13年4月開園(平成15年4月から指定管理)

敷地面積 2,440㎡

延床面積 (非木造) 618㎡ 園舎、車庫

設立目的 心身の発達に遅れがあると認められる児童及びその保護者に対し、

通所による療育等を行うことを目的として設立された。

指定管理期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日(5年間)

指定管理料 (令和2年度) 12,911,448円

(令和3年度) 2,831,400円

所属所管課 保健福祉部社会福祉課

2) 指定管理の業務範囲

- ①管理施設の使用許可に関する業務
- ②管理施設等の維持管理に関する業務
- ③牛久市こども発達支援センターのぞみ園の設置及び管理に関する条例第2条に規定する対象児童の相談、発達支援、家族支援、地域支援に関する業務
- ④管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ⑤前各事項に掲げるもののほか、牛久市又は牛久市社会福祉協議会が必要と認める業務

3) 指定管理者による主な事業・活動

- ①小集団指導、個別指導
- ②個別相談
- ③こどもの発達に関する勉強会などの家族向け研修・交流のための企画開催
- ④幼稚園や保育園への訪問支援

4) 指定管理施設の利用実績

	令和2年度	令和3年度
開所日数	2 4 5 日	241日
利用者実数/登録者数	179/180人	188/201人
延べ利用者数	4,171人	4,987人
平均利用者数	17.0人	20.7人
保育所等訪問支援	121人	102人

新規相談件数 83件 82件

5) 指定管理の収支状況

収入 (単位:円)

ロハ	令和2年度		令和3年度	
区分	予算額	決算額	予算額	決算額
受託金収入	22, 830, 000	12, 911. 448	24, 126, 000	2, 831, 400
障害福祉サービス等事業収入	40, 890, 000	40, 970, 784	41, 172, 000	53, 820, 425
受取利息配当金収入	1,000	67	1,000	102
寄付金収入	1,000	0	1,000	0
その他の収入	126, 000	333, 612	108,000	165, 003
∄ †	63, 848, 000	54, 215, 911	65, 408, 000	56, 816, 930

支出 (単位:円)

区分	令和2年度		令和3年度	
<u></u>	予算額	決算額	予算額	決算額
人件費支出	48, 742, 000	43, 236, 598	53, 228, 000	45, 998, 977
事業費支出	4, 322, 000	2, 871, 179	3, 151, 000	2, 903, 766
事務費支出	4, 559, 000	4, 000, 254	4, 979, 000	4, 077, 907
拠点区分間繰入金支出	4, 260, 000	4, 107, 880	4, 050, 000	3, 836, 280
固定資産取得支出	1, 965, 000	0	0	0
計	63, 848, 000	54, 215, 911	65, 408, 000	56, 816, 930

7. 監査結果

1) 総括的講評

牛久市こども発達支援センターのぞみ園の指定管理者、社会福祉法人牛久市社会福祉協議会における出納及びその他関連する事務並びに所管課の指定管理者に対する指導状況等について監査した結果、大きな問題は無く、概ね適正に執行されていることが認められ、改善を要求する〔指摘事項〕に該当する案件はなかったが、「個別講評」に記述した事項について、注意・検討するなど対応を図られたい。

また、軽微な事項については、事前監査において修正を促し、本監査時において、口頭での指導や修正の確認を行っているので、講評への記載は省略した。

2) 個別講評

①所管課関係(保健福祉部社会福祉課)

のぞみ園の指定管理料について、令和3年度当初に概算払いにより支払った年度協定書に記載された金額と年度末に確定した金額との間でかなりの差が生じており、市への返還額が2千万円を超えている。その理由として、利用者増による障害児施設給付費の増額とコロナ禍による事業の中止、産休等による人件費の未執行を挙げているが、これほど大きな剰余金があると、指定管理料の積算の正確性に疑問が生じかねないため、今後は、これまでの実績など根拠に基づいた積算を行うことで金額の乖離が減少するよう努められたい。

②对象団体関係(牛久市社会福祉協議会)

施設の管理運営については、良好に行われていた。利用者の増加に伴い、物理的に教室の確保が困難となっており、その問題が解決できない状況ではあるが、ますます高まる市民ニーズに今後も対応されるよう望むものである。